

綾瀬市保健福祉プラザ音訳室・点訳室運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市保健福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の音訳室及び点訳室（以下「音訳室等」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 音訳室等は、本市に住所を有する視覚障がい者及び聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を図るため、次に掲げる情報を音声及び点字により提供する媒体を作成するための施設として設置する。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市内の生活情報
- (3) 市内の学校で使用する学習教材
- (4) その他必要な情報

(利用時間)

第3条 音訳室等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

(使用料)

第4条 音訳室等の使用料は、無料とする。

(利用者)

第5条 音訳室等が利用できる者（以下「利用者」という。）は、第2条の情報について、無償のボランティア活動として、点訳や音訳を行うものとする。

(利用の登録)

第6条 音訳室等を利用する場合は、あらかじめ、音訳室及び点訳室利用登録申請書（第1号様式）により、市長に申請し、利用登録をしなければならない。

2 前項の利用登録の代表者は20歳以上の者でなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を審査し、その結果について音訳室及び点訳室利用登録決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）を、申請者に交付するものとする。

(登録の有効期間等)

第7条 前条の予約登録の有効期間は、2年間とする。ただし、新規登録の有効期限

は、承認を受けた日の翌年度末までとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、決定通知書の交付を受けた者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、登録者にその旨通知する。

- (1) この要綱に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 販売等営利を目的とみなされる行為をしたとき。

(利用の申込)

第9条 登録者が、音訳室等を利用するときは、音訳室及び点訳室利用簿（第3号様式）に所定の事項を記入することにより申込み、承認を得るものとする。

- 2 前項の申込みは、利用する日の3か月前から行うことができる。
- 3 第1項の承認を得た内容に変更等が生じたときは、速やかに申し出なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、音訳室等の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

音訳室及び点訳室利用登録申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所
申請者
氏名

次のとおり綾瀬市保健福祉プラザ音訳室・点訳室運用要綱第6条の規定に基づき利用登録の申請をします。

新規継続の別	<input type="checkbox"/> 新規登録 ・ <input type="checkbox"/> 継続登録（前登録番号 <input type="checkbox"/> 変更（ <input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 会員数 <input type="checkbox"/> 代表者）		
登録の名称	（フリガナ） _____		
利用目的	_____		
活動内容	_____		
代表者	氏名	（フリガナ）	電話
			住所
			〒

- （注） 1 代表者は、20歳以上の方に限ります。
 2 太枠内のみ記入してください。
 3 該当する項目の□欄にレ印をしてください。
 4 変更の場合は、名称及び変更箇所を記入してください。
 5 音訳・点訳活動をしている実績が分かる資料の提出。（活動記録・年間計画表等）

上記の申請について、承認してよいでしょうか。

決 裁 欄	公 印	受 付	・	・
		起 案	・	・
		決 裁	・	・
	・	交 付	・	・

第2号様式（第6条関係）

音訳室及び点訳室利用登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり承認することに決定したので、綾瀬市保健福祉プラザ音訳室・点訳室運用要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 音訳室 <input type="checkbox"/> 点訳室
登 録 名 称	登 録 名 : 代 表 者 名 :
登 録 番 号	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

